

第6章 水防訓練

水防法第35条の定めにより、次の目的の下に毎年水防団等の水防訓練を行うものとする。

(目的)

水防訓練を通して、水防団員の水防技術の習得・向上により、市の水防態勢の充実強化を図るとともに、地域住民に対して水防意識の高揚を図ることを目的として実施する。